

「令和7年度群馬県デジタルミュージアム事業」 実施運營業務委託仕様書

1 業務の名称

「令和7年度群馬県デジタルミュージアム事業」実施運營業務

2 事業趣旨

本県の博物館等の収蔵品は、それ自体が十分な歴史的・文化的価値をもつものであるが、これらの収蔵品を、デジタル技術を用いて活用することにより、活力と魅力に溢れた公共空間を創出し、交流人口の増加につなげる。

3 事業概要

(1) 内容

①収蔵品のデジタルデータ化及び展示用コンテンツ作成

群馬県立博物館等の収蔵品を、デジタル技術を用いて活用することを前提としてデジタルデータ化を行う。デジタルデータ化した収蔵品を活用し、展示用コンテンツを作成する。

なお、デジタルコンテンツはパッケージ化し、特定の場所にとらわれず使用できるものとする。

②集客地での展示

集客地（アーケード商店街等）において、①で作成した展示用コンテンツ、令和5年度及び令和6年度群馬県デジタルミュージアム事業にて作成した展示用コンテンツを用いて、MR デバイス等を活用した展示を行い、本県文化資産の魅力を発信する。

③効果検証

①～②の事業を実施した結果の効果検証を行う。

(2) 日時

①収蔵品のデジタルデータ化及び展示用コンテンツ作成

契約締結日～展示実施までの期間。

②集客地での展示

15日間以上（令和7年10月～令和8年3月）

※多くの来場者が見込める土曜日・日曜日・祝日で15日間以上とする。

※委託事業者からの提案により、群馬県と協議のうえ、決定するものとする。

想定時期：秋～冬期休暇期間等、多くの観覧者が見込める時期

ただし、初回の展示は、10月を予定する。

※別途設置・撤収に係る期間を設ける。

③効果検証

契約締結日～展示終了までの期間。

(3) 場所

①収蔵品のデジタルデータ化及び展示用コンテンツ作成（候補）

群馬県立近代美術館（群馬県高崎市綿貫町992-1 群馬の森公園内）

群馬県立館林美術館（群馬県館林市日向町 2003）
群馬県立歴史博物館（群馬県高崎市綿貫町 992-1 群馬の森公園内）
群馬県立自然史博物館（群馬県富岡市上黒岩 1674-1）
群馬県立土屋文明記念文学館（群馬県高崎市保渡田町 2000）

②集客地での展示

（集客地候補）

- ・アーケード商店街
- ・県内ショッピングモール等
- ・その他集客地（県立美術館等）

※委託事業者からの提案により、群馬県と協議のうえ、決定するものとする。
実施場所は3カ所程度とする。

③効果検証

①～②の各事業実施場所

4 委託内容

・事業実施にあたり、以下の業務を行う。

(1)各事業の企画・設営・運営

以下により実施すること。

①実施要件

【全体】

- ・事業内容の制作、企画立案、調整。
- ・群馬県、各施設関係者及び会場との連絡調整。
- ・実施状況、観客動員数等の利用状況、広報に関する状況の報告。
- ・自然災害等、不可抗力により事業の内容変更や中止が決定した場合についての費用負担は、協議のうえ部分払いとする。

【収蔵品のデジタルデータ化及び展示用コンテンツ作成】

- ・デジタルデータ化する収蔵品は、合計で15点以上とし、立体物を含むこと。
- ・デジタルデータについて、展示用コンテンツを作成するための品質は、事業者で検討し提案するものとする。収蔵品ごとのデジタルデータの品質は協議のうえ決定するものとする。
- ・デジタルデータ化する収蔵品の選定については、各施設及び県と調整の上、決定するものとする。
- ・デジタルデータの形式は汎用性の高いものとし、当事業以外の事業での利用にあたり無償で使用できるものとする。
- ・収蔵品をデジタルデータ化するため、各施設と県を含めミーティングを行う。
- ・デジタルデータ化するための設営、運営、撤去。
- ・デジタルデータ化にかかる進行管理。
- ・デジタルデータ化する際の安全確保の実施。
- ・本事業で作成した収蔵品のデジタルデータ及び館が所有する既存のデジタルデータを用いた、MR デバイス等を活用する展示用コンテンツの作成。
- ・展示用コンテンツの作成にあたり、各施設及び県と調整を行う。
- ・収蔵品のデジタルデータ及び展示用コンテンツは、群馬デジタルミュージアム事業構想全体像（別紙）を考慮し、次年度以降も活用できるものとする。
- ・収蔵品のデジタルデータ化及び展示用コンテンツ作成に際しては、権利関係

等を含めた法令を遵守すること。

- ・収蔵品デジタルデータ（3D 映像・写真）及び展示用コンテンツの県への提出。

【集客地での展示】

- ・展示内容の制作、企画立案、調整。
※展示内容については、県及び各施設と調整し決定する。
※令和5年度及び令和6年度群馬県デジタルミュージアム事業にて作成した展示用コンテンツを最大限活用すること。
- ・展示会場の設営（展示に必要な備品の手配も含む）、運営、関係者との調整。
※会場利用料は、減免対象とならないため、必要な費用を積算し、設営にかかる備品等の費用を含め計上するものとする。
- ・展示当日の運営、進行管理、受付案内、会場整理、誘導。
- ・展示は子どもから大人まで幅広く楽しむことのできる内容とする。
- ・本県に住む外国籍住民が楽しむことのできる展示解説を作成する。
- ・混雑防止の対策（予約システムの導入等）を取ることを。
- ・展示実施中の記録（映像・写真・観覧者数）及び県への提出。
- ・著作権使用料等に関すること。

【収入確保】

- ・集客地での展示は、観覧料を徴収し、チケットの制作、販売、管理業務等を行うものとする。
- ・観覧料の料金設定は、協議のうえ決定するものとする。
- ・寄附、協賛金等が集まるための取組みを実施すること。
- ・収入については県へ報告し、県の請求に基づいて県へ納入する。

【効果検証】

- ・各事業の実施件数、期間、観覧者数を報告する。
- ・観覧者へ展示に関するアンケートを実施する。
※アンケート内容は県と調整し、県民幸福度を計測する内容とする。
- ・各事業での実施効果について、定量的・定性的の両面から分析した結果をレポートとして県へ提出する。

②情報・素材提供等

- ・県が報道機関等へ告知を行う際に、情報や素材の提供など、資料作成に協力すること。

③広報業務

- ・本事業を幅広く周知し、観覧者や参加者を効果的に集客する広報計画を実施すること。
- ・展示の世界観が分かるキービジュアルを制作する。

④会場レイアウト、装飾、設営等

- ・事業を開催するために会場のレイアウト、装飾等を企画し、パース図により県と協議の上、決定すること。

⑤スケジュール設定

- ・上記①から④で決定した事項を踏まえ、事業実施日までのスケジュール及び当日のスケジュールを県と協議の上、設定すること。

⑥管理

- ・上記①から⑤で決定した事項を踏まえ、決定及び契約期間中の各種調整等を

行うこと。なお、個人情報を収集する際は、所要の手続きを踏むこと。

⑦事務局運営

ア 進行管理

事前準備から事後処理までの各プロセスが滞りなく行われるよう、進捗管理を行うこと。また、事業の準備から当日運営までの業務マニュアルや進行台本を作成し、関係者と共有すること。

イ 業務スタッフ配置

必要に応じて、誘導や受付スタッフを配置すること。

ウ 保険

不慮の事故等に備え、イベント保険等に加入すること。

⑧会場等の予約・代金の支払い

- ・展示実施場所の予約及び使用料の支払いは受託業者にて行うものとする。
- ・その他、本事業に係る経費一切は本業務委託に含むものとし、施設管理者等と調整の上、支払い等を行うこと。

(2) 実績報告書の作成

開催準備から当日までの実施結果及び記録写真、記録映像、広報実績等を取りまとめるとともに、収支の実績を記載した報告書を作成すること。支出においては、各内訳が分かるように記載すること。

※効果検証のレポートとは別で提出すること。

5 成果目標

(1) 来場者数 3,000人

(2) 収入

①寄附（協賛金等）200万円

②観覧料 100万円

6 添付資料等

群馬デジタルミュージアム構想全体像、令和5年度及び令和6年度群馬県デジタルミュージアム事業成果物一覧

7 契約期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日まで

8 留意事項

(1) 秘密の保持

- ①本業務に関し、受託者が県や各施設から受領又は閲覧した資料等は、県や各施設の了解なく公表又は使用してはならない。
- ②受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）、群馬県個人情報保護条例（平

成十二年六月十四日条例第八十五号) 等の関係法令を遵守しなければならない。

(3) 著作権の帰属

本委託事業で作成された成果品に関する全ての権利（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利。）は、県に帰属する。

(4) 検査の実施

適正な経理が行われていることを確認するため、中間検査及び完了検査、事業終了後の事務監査等（国の会計実地検査を含む）を行う場合がある。なお、本事業に関する証拠書類は事業終了後 5 年間保存するものとする。

(5) その他

この仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度県と協議の上、処理することとする。